

仙台市復興推進計画

令和3年4月1日

宮城県仙台市

1. 復興推進計画の区域

仙台市（宮城野区及び若林区に限る。）

2. 復興推進計画の目標

仙台市東部の平野地帯は、米を中心とした多様な農産物を産出する農業地帯であったが、津波によりこれら一帯が壊滅的な被害を受けた。この地域の再生を図るにあたっては、単に震災前の状況に復旧させるのではなく、狭小な耕作規模や低い収益性、国際市場における弱い競争力などわが国農業が直面している課題に先駆的に対応し、東北の農業を成長性ある産業に牽引するフロンティアとして構築していくことが重要である。この地域においては、民間資本との連携など強い経営基盤を確立しつつ、海外まで視野に入れた高付加価値農産物の生産や先端的な農業生産技術の創出、他産業と融合し、生産・加工・販売を一体化させる6次産業化などを進め、これまで地域が培ったコミュニティの保持・発展を図りながら、農業者が将来に希望を持って、若い担い手が集まる収益性の高い農業の実現を目指す。

3. 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

（1）市場競争力のある作物への転換や6次産業化の促進

マーケティングの視点を強化した高付加価値な農産物の生産に加え、農業者自身による食品加工、流通、販売への取り組みや、商工業者との連携による市場競争力のある作物の生産、新商品の開発、新サービスの提供など、農業生産の高度化や6次産業化を進める。

また、生産物の輸出拡大も含めた国際競争力の強化や、グローバルビジネスの拠点化を進める仙台塩釜港及び仙台空港のさらなる利用促進との連動を図る。

（2）成長産業としての農業の振興及び雇用の拡大

農業経営の多角化・大規模化やニーズを踏まえた商品開発、IT、モバイルなど先端技術の導入による効率的生産体制や販売システムの確立、観光産業との連携による交流人口の拡大など、他産業との連携、融合による新たな農業の展開を推進し、産業振興及び雇用拡大を図る。

4. 復興産業集積区域

農と食のフロンティアとして産業の集積及び振興を図る区域として別添（資料1－1、資料1－2

①）に記載する区域

なお、ここで記載している区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

5. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

（1）法第2条第3項第2号イの復興推進事業

「農と食のフロンティア推進事業」

① 復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成及び活性化の効果

a. 集積を目指す業種

ア. 農業及び関連産業

本区域は、本市の農業生産の中心となる区域であり、特に平野に広がる水田地帯として栄えてきた。これを再生し、また津波による農地被害からの復興を果たすため、農地の大区画化や集約により生産の基盤を整備し、法人化により経営の基盤を整えた上で、市場競争力のある作物への転換や6次産業化を促進し、成長産業としての農業の振興及び雇用の拡大を図っていく。このため、集積を目指す業種を農業とし、農業に関連する産業の集積を図る。

農業に関連する産業の集積にあたっては、本区域の大部分が農地であり市街化の抑制を基本とする区域であることから、立地の際に、許認可等関係法令との個別の調整が必要となる場合がある。また、実施される事業については、4に記載する復興産業集積区域内で行われる農業及び本区域から生産される農産物や農業資源を活用した商品やサービスに関わる事業を対象とするものとする。

関連産業については、農と関連する事業を実施し、農業振興に資する可能性の高い業種を広く対象とする。

特に、生産・販売・管理のプラットフォームとして、IT技術の導入による先進的農業の展開は、農業の生産性や農産物の品質管理など農業の多くの場面での技術革新の可能性が高く、区域内での実証研究や事業化などを推進していく。気象や生育環境、ほ場別の状況などの観測データのネットワーク管理などをするフィールドサーバーなどモニタリングロボットを使った精密農業や販売管理システムとしての携帯電話活用、農業日誌や青色申告などの支援ソフトの開発など農業の様々な場面でのIT化が想定されるなど連携事業としての期待は大きい。この際、6次産業の実現過程に関する生産・販売・管理に関する事業者が同一の場所、若しくは近接地において協働作業を行い、そこで様々なイノベーションが生まれるのと同様に、ソフトウェア技術者やソフトハウスなどがこうしたユニットに拠点を構え、これらのプラットフォームとして密接に関わることが重要であり、区域内への集積により6次産業の新たな展望が期待される。

また、農産物の加工・販売の場や農産物の収穫体験、地場産農産物のレストランでの提供など、農と食に関する産業の広がりなどにより、この区域へ市民や観光客を呼び込み交流人口を増加させる。特に、農や食に関する多様な事業を集積することで、より地域の魅力を向上させ、農家民泊や地元農産物利用のオーベルジュなど滞在型の交流促進を進めていく。

さらに、地域で生産された農産物は、収穫時期による供給量の変動や販路先への安定供給などに対応することが必要であることから、貯蔵技術の向上や収穫直後からコールドチェーンで流通させることによる農産物の付加価値向上など、産地における戦略的な貯蔵・運送システムの構築を図っていくことが期待されており、これに関する業種を集積の対象とする。

エネルギー関連では、安定的で付加価値の高い生産方式である農産物の養液栽培技術など、施設園芸で不可欠な熱や電気の調達のため、農業とエネルギー産業の融合したプロジェクトが有望視される。また、海に沿った本区域は、日照時間も長く太陽光発電等にも適した特性を持つことから、特例を活用した再生可能エネルギー関連産業の集積を図る。

さらに、東北大学などの地元大学の知見や民間の試験研究を農業に活かし、先端農業の導

入を促進するため、農産学官連携による国際的な農業に関する研究機関の設置など、特例を活用した試験研究産業の集積を図る。

このようなことから、農業の主要関連業種として、農業の生産や農業生産物の加工・流通・販売に関わる業種である「農業関連加工・流通・販売関連産業」、農業の生産に必要なエネルギーを供給する「農業関連再生可能エネルギー関連産業」、農業に関する試験研究を行う「農業関連試験研究関連産業」を指定する。

(ア) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

01 農業

(イ) 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す(ア)の業種の主要関連業種

(イー1) 農業関連加工・流通・販売関連産業

地場産の農産物等を加工し、漬物や菓子、飲料、有機肥料、医薬品、加工品などを製造する業種や、地場産農産物やその加工品等を飲食店や消費者などへ販売する業種、地場産農産物を調理して提供する業種等、収穫した農産物や加工品などを保管し、配送するなどの流通に係る業種、また農業生産や管理、販売促進のツールとしてのIT関連技術の開発やモバイルの活用、インターネットショップなどに関連する業種など、下記の業種であって、4に記載する復興産業集積区域で行われる農業及び同区域から生産される農産物や農業資源を活用した商品やサービスに関わる事業を行うものを対象とする。

09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く）、16 化学工業、37 通信業（371 固定電気通信業を除く）、39 情報サービス業、40 インターネット附属サービス業、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、52 飲食料品卸売業、58 飲食料品小売業、75 宿泊業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業

(イー2) 農業関連再生可能エネルギー関連産業

立地特性を活用した太陽光発電や風力発電、バイオマス発電等の再生エネルギーを、電気や熱を必要とする施設園芸などの農業生産と組み合わせたプロジェクトを推進するため、再生可能エネルギー関連産業である下記の業種であって、4に記載する復興産業集積区域内で行われる農業及び同区域から生産される農産物や農業資源を活用した商品やサービスに関わる事業に対し、エネルギーを供給するものを対象とする。

33 電気業（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電に関するものに限る。）

(イー3) 農業関連試験研究関連産業

農産物の生産技術や生産・管理システム、機能性分析など農業分野での研究機関を集積するもので、農業や食関連の試験研究を行う下記の業種を対象とする。

71 学術・開発研究機関、74 技術サービス業

(ウ) (ア) 及び (イ) の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

4に記載する区域

ｂ．予想される集積の形成及び活性化の効果

ア．農業及び関連産業

本市では26あった集落営農組織から16の組織が法人化している。新たな農業の展開や6次産業化には、農業法人化による経営基盤の整備が必要であり、特例の活用と併せて、人材育成事業や施設整備の補助などを実施していくことで、農業者の新たなステージへの展開が期待される。特に、集落営農組織として地域のコミュニティの中で営農してきた土壌を活かし、法人化により経営基盤が整うことで、地域のグループによる加工・販売への新たな取り組みが進むなどといったコミュニティ単位での6次産業化の促進が期待できる。

また、関連産業の集積を進めることで、農業者の関連産業への進出や関連産業との連携が一層強まり、新たな取り組みや体制づくりにつながるなど、わが国農業の先端的6次産業化を進めるフロンティアゾーンとなることが期待される。

また、エネルギー関連産業分野においては、太陽光の発電や廃熱を利用した植物工場など、農業の新たな形として融合したプラントの展開が期待される。

試験研究関連産業分野においては、先端的な農業の展開により、質の高い農産物や付加価値のある農産物を効率的に生産し、海外も見据えた農業が可能となる。常に新たな技術を模索する試験研究がなされることにより、こうした優位性が発揮されるものであることから、特例の活用併せた誘致活動の展開などにより、先端農業の展示エリアとして全国から研究者や視察者が集まることや、産学連携による農業クラスターの構築が、わが国の製造業、IT産業にとっても国際的なモデルケースとなりうることなどから、国内有数の農業先進モデル地域として、活性化が図られることが期待される。

② 雇用等被害地域

津波により浸水し直接の被害が生じた地域で、別添（資料1－2②）で図示する地域。

<理由>

仙台市においては、東日本大震災により、地震による強烈な揺れとともに、東部地域を襲った巨大な津波によって、全域にわたって甚大な被害が発生した。（資料2－1）

特に津波浸水地域は、企業や農地をはじめとする産業基盤が広範囲にわたって甚大な被害を受けており、また、事業主都合離職者数、雇用保険受給者数、雇用保険の資格喪失者数等の雇用に関する指標が、震災前の前年同月又は同時期と比べ、大きく悪化している。（資料2－2、資料2－3）

③ 特別の措置

ア．法第37条から第40条に基づく法第2条第3項第2号イの復興推進事業に対する税制上の特例。

イ．法第43条に基づく事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

④ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

ア. 6次産業化等チャレンジ支援事業

市内産の農林水産物を使用した6次産業化や農商工連携の取り組みについて、専門家の知見を活用しながら、事業計画の策定から商品開発、加工・製造、販売まで一貫した支援メニューによる伴走型の支援を行う。

(実施主体：仙台市 対象業種：農業、農業と連携する商工業)

イ. 相談窓口の開設

農商工連携や6次産業化などを推進するため、農業者や商工業者からの、連携や商品開発などに関する相談窓口を開設する。

(実施主体：仙台市 対象業種：全業種)

ウ. 集団移転跡地利活用事業

津波被災地域における防災集団移転促進事業により、市が取得した土地（集団移転跡地）を利活用し、民間の自由な発想を生かして仙台の新たな魅力を創出するため、利活用を希望する事業者を募集している。一部ではすでに事業者が事業を開始している。

(実施主体：仙台市)

6. 特定復興産業集積区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

4に記載する復興産業集積区域

「農業及び関連産業」：「農業」、「農業関連加工・流通・販売関連産業」、「農業関連再生可能エネルギー関連産業」、「農業関連試験研究関連産業」

※内容は、5（1）の内容と同じ。

7. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

仙台市は、政令指定都市であるとともに、農業生産の場としても大きな役割を担ってきた。平野に広がる農業地帯として、主に水田を中心に、野菜や花などが生産され、仙台市場をはじめ首都圏などへ食料を供給してきた。東北自動車道や仙台空港、仙台塩釜港など物流の拠点であり、他の大都市や海外とのアクセス面で優位性があり、また気候も東北にあっては雪が少なく、夏の気温も上がりにくい。そのため、農産物の生産面でも優位である。

本市では、平成23年11月に策定した仙台市震災復興計画に基づき、「100万人の復興プロジェクト」の重要事業として「農と食のフロンティア」を掲げ、防災や生活復興など他のプロジェクトと連携しながら、農地の除塩や大区画化などのほ場整備事業など被災した農地の復旧や生産基盤の強化、6次産業化による農産物の高付加価値化などを進めてきた。今後も6次産業化や農商工連携の拠点となる施設を活用し、新たな取り組みへのチャレンジを支援していくところである。

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、農業経営の基盤の安定化とそれに伴う新たな取り組みが実現し、農商工連携や6次産業化が進むことにより、付加価値の高い農産物の生産や新商品の開発、食に関する様々な取り組みが実現し、全国レベルでの人の交流や海外への輸出などが期待されるなど農業及び関連産業による雇用の創出や地域の活性化に大きく寄与するものである。

8. その他

（１）本計画の作成に際し、仙台市復興推進協議会（地域協議会）において、法第４条第６項に基づく協議を行った。

また、本協議会には、関係地方公共団体である宮城県が加入しており、法第４条第３項に規定する関係地方公共団体からの意見聴取を行っている。

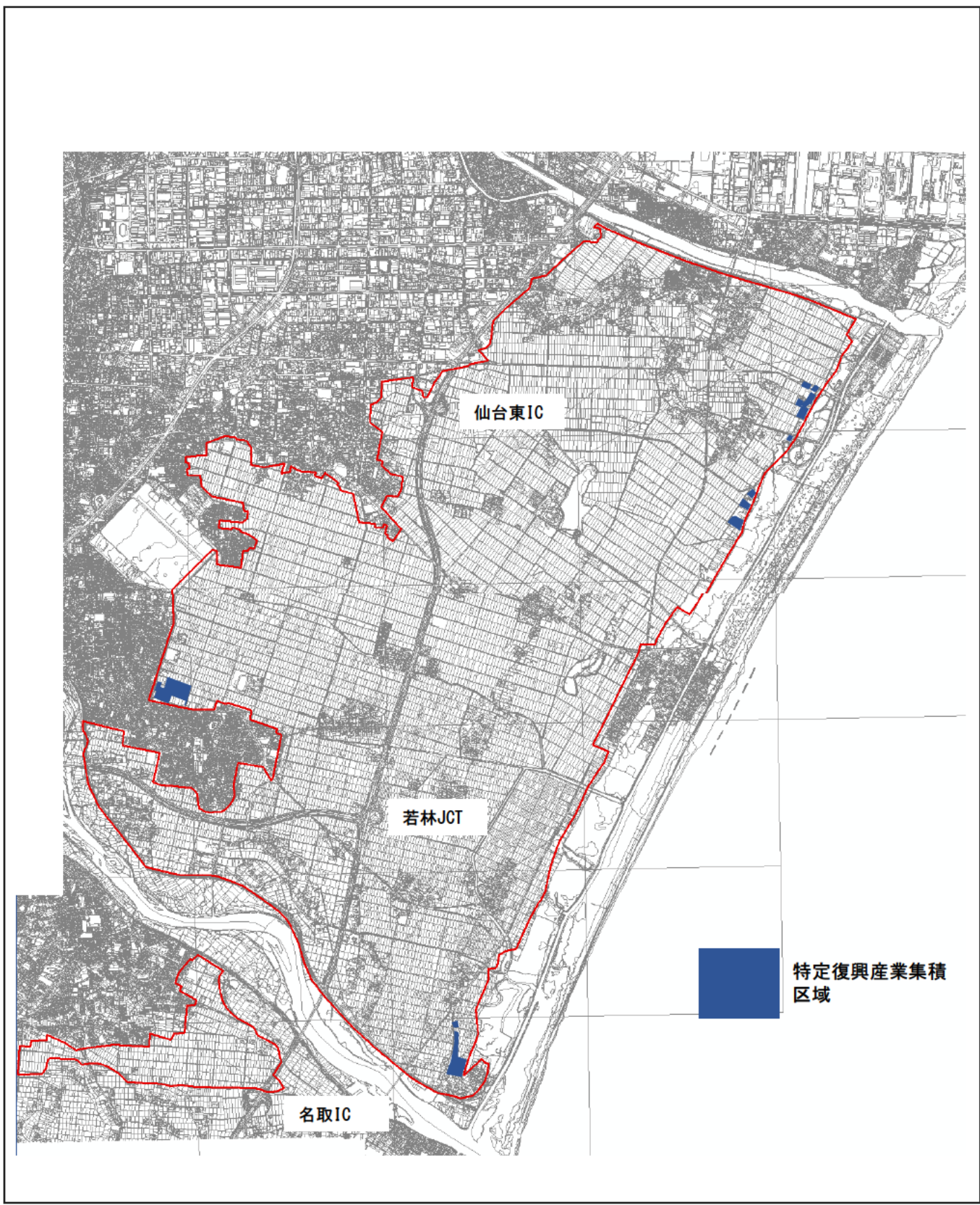
※別添（資料３）参照

（２）本復興推進計画は、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４６号）の施行の日（令和３年４月１日）から適用する。

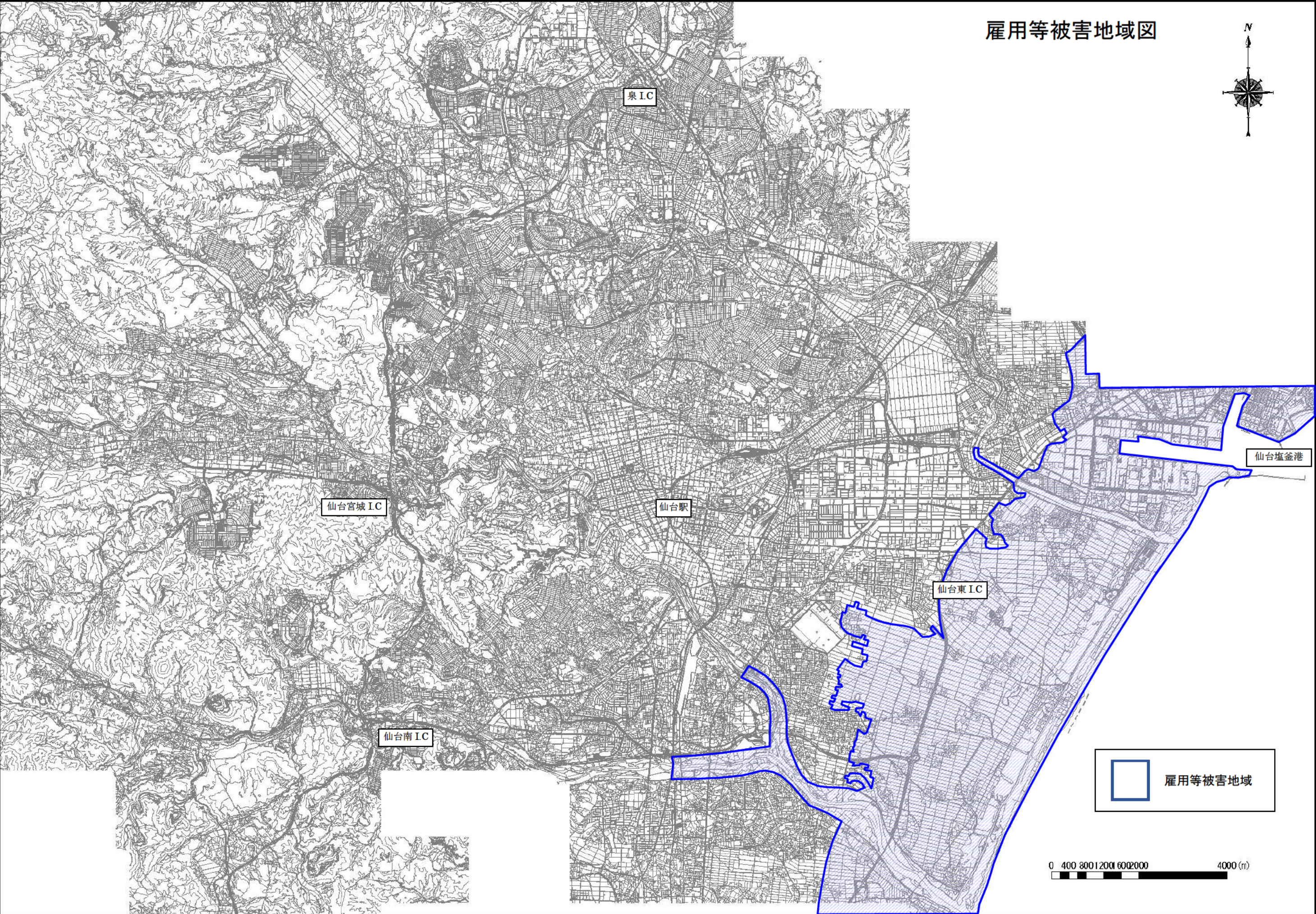
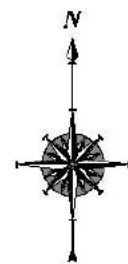
復興産業集積区域(仙台市)

地区	地番
宮城野区岡田	字新浜東通75、76-1、77-1、77-4、80、81、82、83-1、83-2、83-3、104-3、105、127、623 字砂山76-2、146-3、146-4、147-1、147-2、155-1、155-2、156-1、156-2、158、159-1、159-2、159-4、160-1、163、165-2、166-1、167-1、185、188-2、190-3、226、230-2、231、232-1、232-2、233、234、235、236、237
宮城野区蒲生	字井戸谷地14-1、17-3 字小田切7-1、7-2、7-5、7-6、41-1、42-1、42-2、82-1、83、84-2、84-3、84-4、108-1、925、926、930、934、935 字八郎兵工谷地第一11-2、15-13、20-1、26-1、30-2
若林区上飯田	字天神7-1、7-2、7-3、7-4、7-5、8-1、8-2、8-3、8-4、8-5、8-6、8-7、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25-1、25-3、72、73、74、75-1、75-2、76-1、76-2、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、87-1、87-2、88-1、88-2、89-1、89-2、90-1、90-2、91-1、91-2、92-1、92-3、92-8、92-11の一部、93-4、94-2、94-3、99、99-2、100、101、102、103、104-1、104-2、104-3、104-4、121-2、128の一部、129の一部、7-3地先法定外水路の一部、104-2地先法定外水路の一部
若林区藤塚	字一本松115-2、115-3 字牛道下3-1、4-2、5-2、133-1 字沼田265、267、268-1、268-2 字松の西33-3、33-5、36-1、40-1、50、56、63、68-1、68-7、68-8、87、88、89、90、91、92、93、94

特定復興産業集積区域図



雇用等被害地域図



東日本大震災による仙台市の被害状況

1 地震概要

発生日時 平成 23 年 3 月 11 日 14:46

市内震度 震度 6 強 宮城野区

〃 6 弱 青葉区、若林区、泉区

〃 5 強 太白区

津波 津波の高さ 仙台港 7.1m (推定値)

2 被害状況

人的被害 (令和 2 年 3 月 1 日現在)

死者

市内で死亡が確認された方 904 名 (仙台市民以外の方 95 名を含む)

仙台市民の方 1,002 名 (市外で死亡が確認された方 193 名を含む)

行方不明者 27 名

負傷者 2,275 名

建物被害 (令和 2 年 3 月 1 日現在)

全壊 30,034 棟 大規模半壊 27,016 棟

半壊 82,593 棟 一部損壊 116,046 棟

津波被害

別紙資料 2 - 2 による

宅地被害 (確定値)

丘陵部地域の宅地で擁壁崩壊・地すべり等が発生

被災宅地数 5,728 件

3 被害推計額 約 1 兆 3,045 億円 (令和 2 年 3 月 1 日現在)

市有施設関係 約 2,625 億円

(ライフライン、地下鉄・道路等都市基盤、学校等建築物等)

その他公共施設 約 1,452 億円

(文教施設関係、公共土木関係、交通関係等)

住宅・宅地 約 6,086 億円

農林水産業関係 約 735 億円

商工業関係 約 2,147 億円

※被害状況、被害額については、仙台市とりまとめによる。

津波浸水地域における被害状況

1 浸水範囲概況の基本単位(調査区)による人口・世帯数

地区	人口	世帯数
宮城野区	17,375	6,551
若林区	9,386	2,698
太白区	3,201	1,136

出典：平成22年国勢調査より宮城県まとめ

2 浸水範囲概況に係る全事業所数・従業者数

地区	浸水範囲概況に係る事業所数及び従業者数(a)		当該区域に係る事業所数及び従業者数(b)		浸水範囲概況の割合(%) (a)÷(b)×100	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
宮城野区	1,782	22,117	9,162	119,384	19.4	18.5
若林区	830	7,009	7,242	74,982	11.5	9.3
太白区	516	5,552	6,219	58,561	8.3	9.5

出典：平成21年経済センサス(基礎調査特別集計結果による)より宮城県まとめ

3 津波による農業被害面積等

耕地面積	6,580ha(注1)
津波被害農地面積	2,115ha(注1)
被害面積率	32.1%
津波被害農地所有者数	2,180人
津波被害農家数	1,160世帯
津波被害農業施設	排水機場4箇所、農道・水路、農業用機械・施設など

出典：(注1)は宮城県土木部資料「農林水産関係市町村別統計(平成22年)による。
その他は、仙台市まとめによる。(平成24年2月現在)

4 津波による農業被害額

項目	被害額
農地関係	396億円
農業用機械・施設関係	106億円
土地改良施設関係	219億円

出典：仙台市まとめによる。(平成24年2月現在)

雇用等被害地域を構成する地域の雇用に関する指標について

①事業主都合離職者

事業主都合離職者は、平成 23 年 4～6 月期で全国合計は 535,238 人（前年比 2.8%減）に対して、雇用等被害地域を含む仙台（※注）においては、6,540 人であり、平成 22 年 4～6 月期の 4,288 人より大幅に増加（前年比 52.5%増）している。

【事業主都合離職者】

	全国合計	仙台
H22.4～6 事業主都合離職者	550,537	4,288
H23.4～6 事業主都合離職者	535,238	6,540
増加率（H23／H22）	▲2.8%	52.5%

出典：宮城労働局「宮城県の一般職業紹介状況」

②雇用保険

ア、雇用保険受給者数（受給者実人員）

雇用保険受給者数（受給者実人員）は、平成 23 年 5 月期で全国合計は 657,119 人（前年比 1.9%減）に対して、雇用等被害地域を含む仙台においては、10,962 人であり、平成 22 年 5 月期の 6,501 人より大幅に増加（前年比 68.6%増）している。

【需給実人員調】

	全国計	仙台
H22.5 受給者実人員	669,784	6,501
H23.5 受給者実人員	657,119	10,962
増加率（H23／H22）	▲1.9%	68.6%

出典：宮城労働局「雇用保険関係主要指数」、厚生労働省「雇用保険事業月報」

イ、雇用保険の資格喪失者数

雇用保険の資格喪失者数は、平成 23 年 4～11 月期累計で、全国合計 4,923,982 人（前年比 10.6%減）に対して、雇用等被害地域を含む仙台においては、64,386 人であり、平成 22 年 4 月～11 月期累計の 54,202 人より大幅に増加（前年比 18.8%増）している。

【資格喪失者数調】

	全国計	仙台
H22.4～11 累計	5,508,240	54,202
H23.5～11 累計	4,923,982	64,386
増加率（H23／H22）	▲10.6%	18.8%

出典：宮城労働局「雇用保険関係主要指数」、厚生労働省「雇用保険事業月報」

※注 仙台は、ハローワーク仙台管内（仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町）を指す。

仙台市復興推進協議会における協議概要

第 7 回仙台市復興推進協議会

日 時：令和 3 年 2 月 8 日（月）11:05～11:45

場 所：（オンライン形式での会議）

構成員：株式会社七十七銀行

仙台商工会議所

東北学院大学教養学部 教授 柳井 雅也

東北大学大学院経済学研究科 教授 福嶋 路

東北大学大学院農学研究科 教授 伊藤 房雄

株式会社日本政策投資銀行

宮城県

仙台市

協議経過：

- 1 令和 3 年度以降に係る復興推進計画（税制の特例）の申請について
 - ・仙台市より、認定済である 4 件の復興推進計画（税制の特例）のうち、「民間投資促進特区（ものづくり産業）」と「農と食のフロンティア推進特区」の 2 計画について、対象地域を重点化した上で適用期間を令和 3 年度以降に延長することを国に申請する旨、説明した。
 - ・構成員からは、対象地域の重点化の経緯や対象地域から外れた地域に対する支援措置、対象業種の範囲に関する質問・意見があった。
 - ・協議の結果、令和 3 年度以降に係る復興推進計画（税制の特例）として、原案のとおり、上記 2 計画の延長を申請することについて、構成員の了承を得た。